二　適正な工期の設定に関する技術基準（二以上の部局に共通するものに限る。）に係る特定事項についての企画及び立案並びに調整に関すること（総合政策局の所掌に属するものを除く。）。

12～14　（略）

（技術開発推進室及び技術基準企画調整官）

第二十六条　技術政策課に、技術開発推進室及び技術基準企画調整官一人を置く。

2　技術開発推進室は、運輸技術及び気象業務に関連する技術に関する研究及び開発並びにこれらの助成並びに運輸技術及び気象業務に関連する技術に関する指導及び普及に関する基本的な政策の企画及び立案並びに調整に関する事務（技術基準企画調整官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

3　（略）

4　技術基準企画調整官は、命を受けて、運輸技術及び気象業務に関連する技術に係る基準の改善に関する基本的な政策に係る重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。

（削る）

（国際室並びに企画官、都市企画調整官及び海外プロジェクト推進官）

第四十四条　総務課に、国際室並びに企画官、都市企画調整官及び海外プロジェクト推進官それぞれ一人を置く。

2～5　（略）

6　海外プロジェクト推進官は、命を受けて、都市局の所掌に属する国際関係事務で海外におけるプロジェクトに係る我が国事業者の事業活動の推進に係るものに関する特定事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。

（都市防災対策企画室及び都市安全対策官）

第四十六条　都市安全課に、都市防災対策企画室及び都市安全対策官を置く。

2・3　（略）

4　都市安全対策官は、命を受けて、都市安全課の所掌事務に関する特定事項についての企画及び立案並びに連絡調整に関する事務をつかさどる。

（管理企画指導室及び下水道国際・技術室並びに下水道事業調整官及び下水道国際推進官）

第六十二条の四　下水道企画課に、管理企画指導室及び下水道国際・技術室並びに下水道事業調整官及び下水道国際推進官それぞれ一人を置く。

2・3　（略）

4　下水道国際・技術室は、下水道に関する国際協力並びに技術の研究及び開発に関する企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。

5　下水道国際・技術室に、室長を置く。

6　（略）

（削る）

7　下水道国際推進官は、命を受けて、下水道部の所掌に属する国際関係事務で海外における我が国事業者の事業活動の推進に係るものに関する特定事項についての企画及び立案並びに外国の行政機関その他の者との調整に関する事務（下水道国際・技術室の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

12～14　（略）

（技術開発推進室及び運輸技術等基準企画調整室）

第二十六条　技術政策課に、技術開発推進室及び運輸技術等基準企画調整室を置く。

2　技術開発推進室は、運輸技術及び気象業務に関連する技術に関する研究及び開発並びにこれらの助成並びに運輸技術及び気象業務に関連する技術に関する指導及び普及に関する基本的な政策の企画及び立案並びに調整に関する事務（運輸技術等基準企画調整室の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

3　（略）

4　運輸技術等基準企画調整室は、運輸技術及び気象業務に関連する技術に係る基準の改善に関する基本的な政策の企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。

5　運輸技術等基準企画調整室に、室長を置く。

（国際室並びに企画官及び都市企画調整官）

第四十四条　総務課に、国際室並びに企画官及び都市企画調整官それぞれ一人を置く。

2～5　（略）

（新設）

（都市防災対策企画室）

第四十六条　都市安全課に、都市防災対策企画室を置く。

2・3　（略）

（新設）

（管理企画指導室並びに下水道事業調整官、下水道国際・技術調整官及び下水道国際推進官）

第六十二条の四　下水道企画課に、管理企画指導室並びに下水道事業調整官、下水道国際・技術調整官及び下水道国際推進官それぞれ一人を置く。

2・3　（略）

（新設）

（新設）

4　（略）

5　下水道国際・技術調整官は、命を受けて、下水道に関する国際協力並びに技術の研究及び開発に係る特定事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。

6　下水道国際推進官は、命を受けて、下水道部の所掌に属する国際関係事務で海外における我が国事業者の事業活動の推進に係るものに関する特定事項についての企画及び立案並びに外国の行政機関その他の者との調整に関する事務（下水道国際・技術調整官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。